

◇中 村 利 昭 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、6番、中村利昭君の一般質問を許可いたします。中村利昭君、登壇願います。

（6番 中村利昭君 登壇）

○6番（中村利昭君） 質問に入ります前に皆様方にお願いがございます。私は発病後、身体、言語ともにまだ不十分な状態でありながら、この場に立つことをどうかご了承をお願いいたします。言葉の聞きにくい点、たくさんあると思いますが、最後までよろしく申し上げます。

それでは、質問に入ります。

はり・マッサージ券について。

我が美郷町では、高齢者の健康維持増進を図るために、65歳以上を対象にしてはり・マッサージ券を施術を行う場合の一部助成として年12枚を交付しているが、これを年20枚ぐらまで交付できないかということでございます。今12枚とあるのがどうか、いいのか悪いのかわかりませんが、とにかくこれをふやすことができないものかということでもあります。

また、今働き盛りである方のさまざまなお話を聞いてみますと、もう少し年齢を下げて、今私たちが働きながら非常にあちこち痛いということも何とかならんものかということがかなりあります。それで、65歳以上ということではありますが、75、80も対象になる高年齢の方でも行ける方は行きますが、家族がこの方たちの送迎のために果たして十分に行ってやれるのかどうかという問題もありますし、また高齢者にあって慢性化した状態になるよりも、私は早目にやったほうがいいのではないかと案でございませう。

そして、今交付されている状況が申請方式であります。まだこの申請をされない方の話を聞いてみますと、ええ、そんなことがあるんですかとまだ知らない方がおるように思います。実際にそういう方に、こうこうこういうふうにしてやったらちゃんと来るんですよと言いましたら、早速やったら来ましたということの話がありました。ですから、この申請方式を、今使っている住民台帳をこのはり・マッサージ券の年齢に達したら自動的にこの医療費の抑制策として対象者を広げるようなことができないかということをお町の考えを伺いたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

一つ目のご質問の交付枚数の増加についてですが、平成23年度におけるはり・きゅう・マッサージ施術券は申請に基づきまして総計1万7,976枚を発行しております。しかし実際に使用された

のは3,675枚で、利用率は20.4%となっております。つまり、あくまで平均値の話ですが、12枚を交付いたしましても1人当たりの利用は3枚以内の実態にあるということです。この状況は過去3年間ほぼ同様の状況にあります。

また、交付枚数については、近隣市においては1市を除き美郷町と同じ交付枚数となっている状況です。こうした現状を踏まえますと、現在のところ交付枚数をふやすことを考える段階ではないものと存じます。ご理解をお願いいたします。

次に、交付対象年齢の引き下げについてですが、この事業は、議員もおっしゃいましたとおり、高齢者福祉施策の一環として行っていることはご存じのとおりです。加齢によって低下してくる身体の機能をこの制度を活用して整え、元気にご自宅で生活を重ねていただきたい趣旨で高齢者福祉施策として位置づけているところです。そのため、対象年齢の65歳より引き下げることを検討するという事は施策の位置づけを見直しすることとなり、制度自体の目的並びに内容も根幹から考え直さなければなりません。

また、近隣市の同様施策の対象年齢を見ても、1市は美郷町より低年齢から対象としているものの1市は美郷町より高年齢からの対象としているなど、近隣他市と比較しても65歳からの対象は妥当と認識しております。したがって、現段階で現行の対象年齢を維持してまいりたいと考えております。

なお、美郷町の高齢化率は合併当初は約28.4%でしたが、平成24年7月現在では約31.2%と高齢化が進み、あわせて高齢者福祉施策の充実に伴う関係予算の増大も進んでいる状況の中で、この制度の予算確保に努めていることも議員にはご理解をお願いしたいと思います。

また、働き盛りの方も含めた健康対策については、総合健診の受診を通じた健康意識の向上に加え、体を動かすことで腰痛などを軽快にさせる操体法講習会の開催や健康運動指導士による運動教室などを開催しておりますので、このような事業にご参加いただき健康の保持に努めていただきたいと存じます。

最後に、施術券の交付方法についてですが、65歳以上の全対象者のうち実際に申請される方は約22から24%前後となっております。また、先ほど述べましたとおり、交付された施術券のうち実際に使用されるのはさらにその約20%となっております。また、近隣市の交付方法については、いずれも美郷町と同様、希望する方の申請行為に基づき交付しているとのこと。こうした状況を踏まえますと、交付方法についても現行制度を維持してまいりたいと考えているところです。

なお、議員ご指摘のこの制度の周知についてですが、3月または4月の広報に掲載するととも

に全戸配布されるまちづくりガイドにも掲載しております。広く周知を図っているところで、あわせてご理解をいただきたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。6番、中村利昭君の再質問を許可します。

○6番（中村利昭君） 今のご答弁のとおりであります。私は今の医療費の増大ということが今かなり問題になっているのではないかと思います。そういう中で、西洋と東洋のいいところ、これを合わせてやれば、増大する一方の医療費の抑制に組み込んで、医療体制の中に組んでやればどうなのかなというふうな思いがあります。というのは、私が2010年の3月に倒れたとき、西洋の先生が一生懸命やったけどこれ以上何ともならんという状態のとき、カイロプラクティックの先生が1時間やったら30か40の血圧が下がって集中治療室にいた状態から脱することができました。そうしたら、その西洋の先生が何とかそのカイロプラクティックの先生に面談させてほしいと3回ほど言われました。ところが、実際緊急医療体制の病院であったので、たまたまセッティングした時間帯に緊急車両が到着して手術ということでなかなか実施できませんでしたが、私はこれを西洋と東洋のいいところを結びつけて医療費の増大する抑制策としてやってはどんなものかということをおもったわけです。実際これは2010年の3月の後半でした。岩手県の沢内病院で実際この院長が西洋医学と東洋医学の併用を行ってやった放映がされておりました。そうしたら、たまたま、20年来整形に通っていた方が二、三日やったら、東洋医学のはり、うん、というふうな感じでおったそうなんです。実際には今まで車椅子の生活20年やっていた人が歩いて買い物しておったという放映が、日本放送協会といえばNHKであります。そんなやたらでたらめな放送はないと思いますが、そういう放送でありましたので、私はこの東洋と西洋のいいところを合わせれば医療費の抑制策につながるのではないかとこのように思っているんですが、町長、その辺はどうでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいましたことについては否定はいたしません。そういう事例があるものと存じます。その問題と、また町が高齢者福祉施策として実施しているはり・きゅう・マッサージの施術については別の観点での整理が必要であると思っておりますので、町の福祉施策としては先ほど答弁した内容であることにご理解いただきたいと存じます。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に移っていただきます。

○6番（中村利昭君） それでは続いて、まちづくりということについてであります。

町では交流人口の拡大と通過型観光から脱却を図るとありますが、私も同感であります。これ

には滞在型という方もあると思いますが、私は最初から定住策を図るべきと思い、とにかく人口減少を食い止める政策の一つに住宅を格安に提供することもあると思うので、町営住宅を、23年の住宅整備計画で発表になっておりますが、この町営住宅を見直してふやすということができないかということ、さまざまそういう一旦決まったことを覆すということになればまた大変だと思いますが、そこら辺について町長はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町営住宅につきましては、公営住宅法に基づき、住宅に困窮している低所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給することを目的にこれまで旧町村時代からの整備を重ね、現在まで189戸の町営住宅を整備し、住宅困窮者に住宅供給しているところです。美郷町では今後の公営住宅のあり方等をはっきりさせるため平成23年に美郷町公営住宅整備計画をまとめておりますが、策定に当たっては、総務省が人口規模と産業構造により分類した類似団体の公営住宅の整備状況も踏まえながら計画を策定しております。現在のところこの計画に従い公営住宅の適切な維持管理等に努めているところですが、住宅戸数については、一部の公営住宅で耐用年数が到来するまでは当面現状維持することとしているところです。

また、公営住宅以外の動きについてですが、町内のここ3年間の動きでは、民間の賃貸住宅が3棟12世帯分増築されているほか、六郷地区では戸建ての建売住宅や新たに宅地を取得しての新築住宅が計32戸建築されている状況です。

町の公営住宅整備計画を踏まえるとともに、こうした町内の住宅整備状況もあわせて考えますと、さきにまとめた整備計画を見直し新たに住宅困窮者用の町営住宅を増設する判断には現段階では至っておらず、それよりも、民間での取り組みが活性化することで定住促進が図られる環境整備の検討や地域課題となっております空き家の利活用の促進策の検討など、いずれにしても民間活動が活性化する方向での議論が肝要と認識しているところですので、どうかご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。6番、中村利昭君の再質問を許可いたします。

○6番（中村利昭君） 町営住宅についてはさまざま問題がありますが、やっぱり耐用年数を使い切るということになればやはり維持管理費その他営繕工事の単価が物すごく増すと思います。やはり私は10年というスパンを考えて、老朽化が始まる前に、10年住んだらこの住宅は、どうしても法的な問題があるとは思いますが、入居者に対して10年たったらこの住宅を払い下げすると

か、または増築するとか改築するようなことも認めた上で、また10年住んだら無料で差し上げると。そして、この美郷町に住みたいというふうな考えになるようなそういう初期段階の政策に私はスパンを10年ぐらいというふうに考えておりますが、10年過ぎれば維持管理が増大するというふうに私は経験上そう思っております。また、こういう民間の業者の参入も大変喜ばしいことではありますが、私はやっぱり民間と行政がともに手をとって、この町のあちこちはみんな減るんだけれどもこの美郷は人口がふえるというふうな方向になればいいと思って質問するわけですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

基本的に行政機関と民間が連携できる部分は連携してというのは賛成しております。そのためこれまでさまざまな取り組みについて民間との連携を意識した取り組みとしております。ちなみに、ことしからスタートした若者定住奨励金は民間との連携を意識しなければできない取り組みでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。その上で定住を促進するためにはたくさんの方の手法があるわけですが、現段階としては、先ほど答弁で申しましたとおり、公営住宅をふやすことによつての定住促進という観点よりも、民間活動が活性化しやすい方向を模索するという立場に立っております。

また、10年経過後払い下げ等についてのご提案ですが、御存じのとおり、国からの交付金を得ての整備である以上は一定の制約を受けることもぜひご理解をいただきたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

○6番（中村利昭君） 大変申しわけない質問でございましたが、私は、以前からあるように、この地域が活性化するためには、よそ者、言葉は悪いんですが、若者が集まってこの地域が活性化するためにはやはりそういう何か他の市町村と違った形でこの美郷町は私はベッドタウン化するのが有利な方向の条件があるなというふうに思っておりますが、それは今後の質問の課題といたしまして、今回はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（高橋 猛君） これで、6番、中村利昭君の一般質問を終わります。